

大阪府後期高齢者医療広域連合行政不服審査法施行条例

〔平成 28 年 2 月 8 日〕
大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）に基づき、大阪府後期高齢者医療広域連合行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営その他法の施行について必要な事項を定める。

(設置)

第 2 条 法第 81 条第 1 項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、大阪府後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）の附属機関として、審査会を置くことができる。

(組織)

第 3 条 審査会は、5 名以内の委員で組織する。

(委員)

第 4 条 審査会の委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができかつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、広域連合長が委嘱する。

2 委員は、その者の選任に係る審査請求の裁決があったときは、解任されるものとする。

3 広域連合長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 6 委員の報酬及び費用弁償については、別に条例で定める。

(会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第6条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、広域連合長が選任する。
- 3 専門委員は、その者の選任に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 第4条第4項の規定は、専門委員について準用する。

(会議)

第7条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 審査会は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、総務企画課において処理する。

(審査会の調査権限)

第10条 審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は法第43条第1項の規定により審査会に諮問をした審査庁（以下「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第11条 審査会は、審査関係人の申立てがあつた場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(主張書面等の提出)

第12条 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第13条 審査会は、必要があると認める場合には、その指名する委員（専門委員を含む。）に、第10条の規定による調査をさせ、又は第11条第1項本文の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第14条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による主張書面若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を受けた者は、書面の交付に要する費用の負担をしなければならない。

5 広域連合長は、経済的困難その他の特別な理由があると認めるときは、前項の費用を減額し、又は免除することができる。

6 前2項の規定は、法第38条第1項の規定に基づく書面の交付に準用する。
（答申書の送付等）

第15条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付する。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第 17 条 第 4 条第 4 項（第 6 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第 4 条第 1 項の規定による審査会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例によりすることができる。